

後宗村陸奥に徙るに及び與五郎もまた從ひて赴き其子孫相繼ぎて奉仕す甲斐まで即ち十九代なり依て六百貫の地を賜はり同國船岡に居住しけるとす處刑の後兵部少輔宗勝の妻及び幼子の仙臺の士石川民部へ預けとあり又市正の妻子の同家の士伊達彈正へ預けられしよし  
 蜂屋六左衛門の名を可廣といひ江戸屋敷の留守居とありありしが伊達安藝の國より來りて事を幕府に訴ふるに及びて六左衛門常に案内して老中の屋敷に赴けり甲斐のため傷を被り宇和島の屋敷に至りて死せるとき一首の辭世を遺す其和歌にいばく  
 身につもる老あわすれそ春の花

秋のもみちももろく散る世に

駕籠にて宇和島侯の屋敷へ扶けゆかれしとき其子半彌上下を脱かしめんとせしに我れ正服を着けたるまゝ死せんと本望ありとて遂に脱かざりしよし

(以下三十五編に載す)

○福岡貢十人切の實説 (二十三編の續)  
 齋宮の無念を耐へて一先づ家への立歸りしがさるにてもいと憎むべきいおあんが心根ありおのれ一太刀恨まずして置くべきか今宵のいまだ時刻も早し夜の更るを待て油屋へ忍び入り心のほどを晴らさんと再び我が家を立出て其處此處にて時を移し夜の更くるまば待ちにけるおこん

いかくとも知らざれば伯母は前のたのみどのいひあがら  
 定めて齋宮ぬしの腹立てあらん是れも時過ぎあは自から  
 知るゝとなれば其時の恨を霽してたへ苦界どのよくいひ  
 ぬる詞かあさど心の中に嘆きつゝ居たりしが此夜の客も  
 落合ひければ引籠り居る譯にもゆかねば日ごろ屢々訪ひ  
 來ぬる何某といへる客の座敷に出て酒の相手をあし浮か  
 ぬ心を引立ておばしの憂を笑にまぎらせて居たりけりか  
 くて早くも九ツ時近くなりければ客の酒をやめておこん  
 どゝもに臥し坐敷々々の歌三味線の音も絶えてさすがに  
 廣き家の中も寂然として稀に不寐番の者のおはぶく聲の  
 みぎ聞えける折から裏手の戸をこち放して恐び入りたる  
 一人の男あり是れ即ち別人ならず彼の齋宮あり間毎々々

の案内のかねてよく知りつ其處か此處かど拔足してうか  
 いひめぐりおこんの臥したる部屋を見るより忽ち腰なる  
 刀を抜はち勢たけく躍込ておのれ薄情女よよくもあれ  
 までの我を欺きつる恨みの亦受けて見よといふより早く  
 切附たりおこんの深手なれば何者の仕業ありとも顧るに  
 遠なく驚くまゝに一聲叫びて逃出すを齋宮の追かけ又も  
 一太刀切りつけぬおこんどもに臥しゐたる客のかゝる  
 者ども知らざれば盜賊ならんと思ふより聲を放て人々を  
 呼起せば齋宮の我が妨げをあす悪き奴かあおのれもかく  
 して呉んといふより早くこれへも手早く切つけたりこゝ  
 に此家の仲居におまんといふ者あり演戯にて万のに作  
 る此夜の多くの客を取扱ひて残りし用もありければひと

り眠らずしてありけるが今二人が切られし物音を聞きつ  
 け何事やらんと思ふゆゑいそぎ駈來り見れば齋宮の血刀  
 を打振り一息つきて立居たりあまんの一目見るよりあか  
 人殺しあり起きよと叫ばれば齋宮のあこんのどいめ  
 き刺さうりければ其行方を尋ねるところ此聲を聞きつけ  
 ければ聲立させじとて是れへもいさゝか切附けいかばあ  
 まんの忽ち其處へ倒れけり此の三人の物音に家内の者ど  
 も目をさましてさてハ亂暴人の込入たる不都合へ  
 ど呼はりながら人々の駈來るさまに齋宮のもし捕られ  
 なば此上の恥辱あり潔く腹切て死さんものぞ思ひけれ  
 ば刀を取直して我が腹へ突立て引廻したるところへ人々  
 が集ひ來りてろれ介抱あしけるが齋宮の遂に此夜の

うちに息絶えおこんも兩三日経たる後傷癒えずして死せ  
 じといふされども彼の客とあまんのさまでの深手にもあ  
 らざれば療治行届きて二三ヶ月立のち全快したりぬ(あ  
 まんの此時死せし趣に演戲にて作るといへどもあまん  
 の此後長く存命あり居りて既に我が知れる人の父が伊勢  
 國に遊びしをり親く面會して其折のとあど問ひしと物語  
 れり)依て翌日檢使出張の上事のこらず畢れりといふ  
 其年のうちに此事を古市の人より大坂の知己の許へ文  
 通して知らせしを狂言作者近松徳叟とひへるが見て直  
 に歌舞妓狂言に仕組みて興行せり是れ即ち今も人のよ  
 く知るところの「伊勢音頭戀寐刃」なり此時ハ益替りに興  
 行せしに大當ありしといふ

(をばり)

○院本鎌倉三代記等に作れる三浦之助義村等數人の

實説

「鎌倉三代記」といふ浄瑠璃の人のよく知れるとあるが此浄瑠璃の北條時政源頼家等の名をかり其時代の事に取仕組むといへども實の暗に大坂陣の事を作れるものあり此浄瑠璃の成れる享保年間徳川氏の盛ある時あれば作者が時世を憚りてかくの取做せしといへども事蹟の歴々として大坂陣の事を摸せし痕跡顯れて掩ふべからざるもの多きをや先づ此浄瑠璃中に見えたる鎌倉方の大將北條時政といへるの徳川家康公京方源頼家といへるの豊臣秀頼を指したると疑なく又頼家の母宇治方と作れるの秀頼

の生母淀方にて和田兵衛との後藤又兵衛基次三浦之助義村との木村長門守重成佐々木高綱との眞田左衛門佐幸村のとを作れるありされば三浦之助が後討死あり高綱が京方の軍師と仰がるゝと一々大坂陣の趣を摸さるゝあり又人もよく知る彼の三浦別れの段にて三浦之助の妻時姫の北條時政の女にて敵味方と分るれども貞操を守りて三浦之助の母に侍養ありあるところへ三浦之助が歸り來りて父時政の首を討てよといふ一條の暗に彼の徳川家康公の孫女千代姫が秀頼に嫁ぎて東西軍の起るにあよびても尙ほ大坂城に留まりありしを嵌めたるにておれを秀頼に擬したる頼家の事に作らずして木村に擬せる三浦之助に作做せるの作者がさすがに時世を憚かりしものあらん

又京方ある佐々木高綱の兄に佐々木盛綱といふありて盛綱の鎌倉方にて兄弟互に敵とされりと作れるに盛綱の暗に眞田伊豆守信之が弟幸村との論合はずして東西に引分れたるをほのめかして許多の脚色をば設けしあるべし故もよし此「鎌倉三代記」を頼家時政の事とあして見るときに事實更に合はずいかに狂言縮語あればとて餘りに相違せりと思はるれど大坂陣の事となして見るときに彼の名を假り符合して是れ此事を作れるあるべく此者の彼の名を假りしあらんと思合はざるゝと多し又此後出来たる「近江源氏先陣館」といふ浄瑠璃もあまじく北條時政佐々木盛綱あとの名を假るといへども實に是れも大坂陣の事を作りたるにて彼の世に名高き盛綱が弟高綱の首を時政の面前に於

て檢分するといふ一段も暗に眞田信之幸村兄弟のときをかして作做せるなりされば此浄瑠璃の語癖に時まつ平の時政といふ文あるを時まつとて聲を切らず時まつ平のと句をつつくべきよし昔より浄瑠璃太夫の口傳とするも暗にまつ平の松平といふ苗字をきかせたるものあると著しされども此の浄瑠璃の方のあまりに許多の脚色を設過ぎたるがゆゑに東西軍の事に遙に遠きところ多し殊に三浦之助が搦賣長藏と假名して北條の女時姫を云々する一段の如き甚だ謂れあきとにて此の浄瑠璃を作れるより七八年前にありし曲者の事跡をはめしありその嘗て京都の町々を盪を賣りあるきし長次郎といふ者あり毎日諸所を徘徊するうち或る貴紳の女があれを垣間見て懸想し

初めの物見より隙見あどせしが果の門内に呼入れ思有り  
 氣ある体を見て長次郎の或る夜忍入り右の女を盗出し二  
 條新地ある己がいぶせき家に連歸りしかば同家にては女  
 の在らぬに驚き密々吟味するところ右の事知れければ人  
 を遣して女を返せとあるに長次郎の我を館の主とせばよ  
 しさもあくは返さじと言張るにより據るあく町奉行へ依  
 頼のうへ長次郎を召捕らる是の寶曆九年のとあり女の無  
 事に館へ歸り長次郎の後梟首にかけられ此一話を明和四  
 年狂言に作り大坂日記搦の長次郎と題して大坂にて興行  
 せしが藤川八藏といふ俳優長次郎に扮す其後同六年此近  
 江源氏先陣館を作るに及びて右の事を切りぬき三浦之助  
 の事としてはめしより温和ある美男の如く聞ゆれども長

次郎の實の彼の梅澁吉兵衛の如き曲者ありされば大坂の  
 勇士に擬せる三浦之助にかゝる事を附會せるの最と心あ  
 き業ありかしすべて淨瑠璃狂言等の時世を憚り假名を用  
 うるが如きの亦已むを得ざるとありといへども事跡を面  
 白く作做さんと務むるより知らず識らず善を以て悪と爲  
 し邪を飾りて正と爲すが如きあるの深く戒むべきとにぞ  
 ある

明治十五年三月廿日出版御届 (十五錢)  
同年五月廿二日發行

編輯人

新潟縣平民

松村操

神田區佐久間町  
二丁目十一番地

出版人

東京府平民

望月誠

京橋區南鍋町  
一丁目七番地

發兌元

東京南鍋町一丁目

兎屋誠

大阪唐物町三丁目

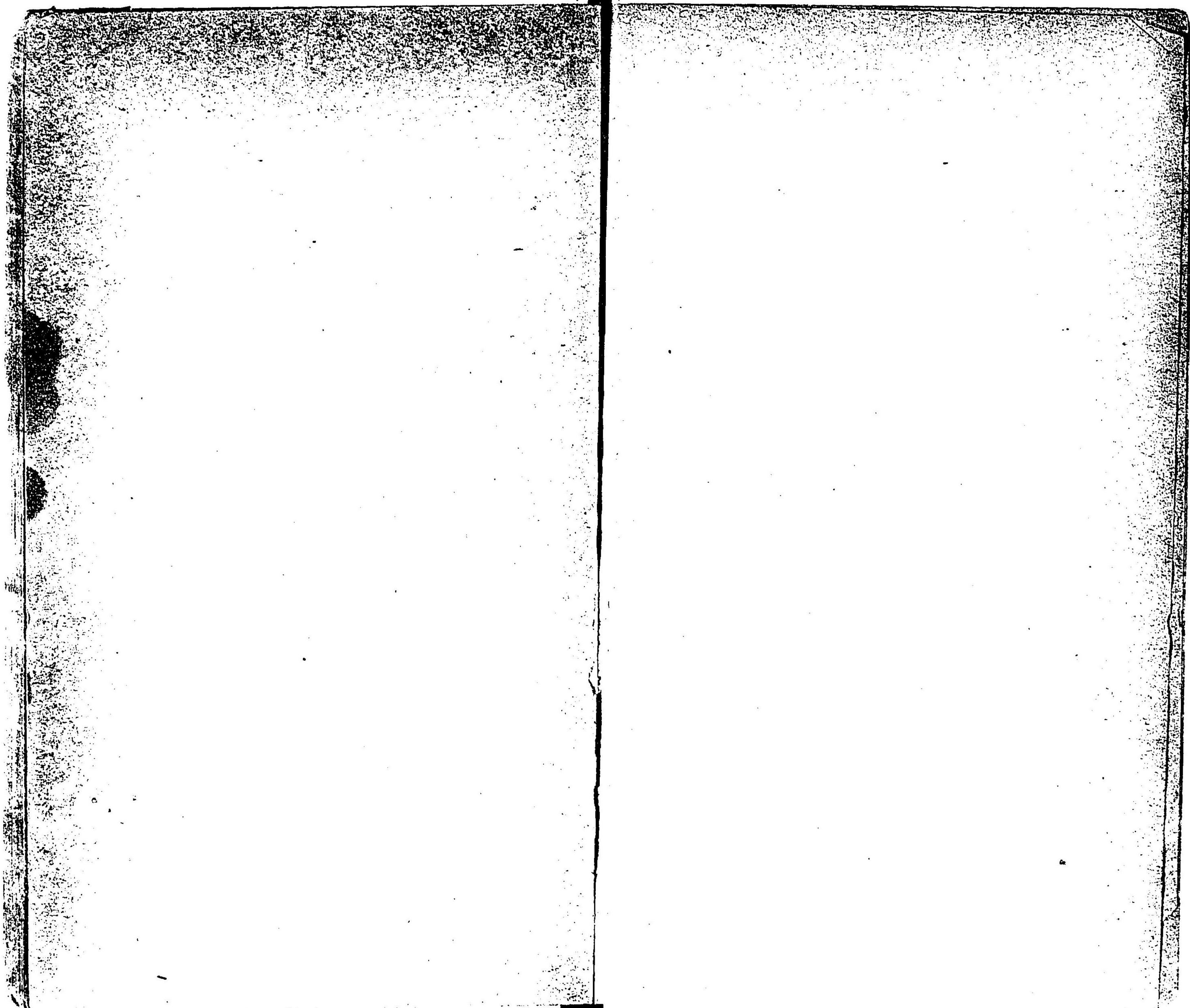
大賣捌

同支店

東京芝三島町

同

山中市兵衛



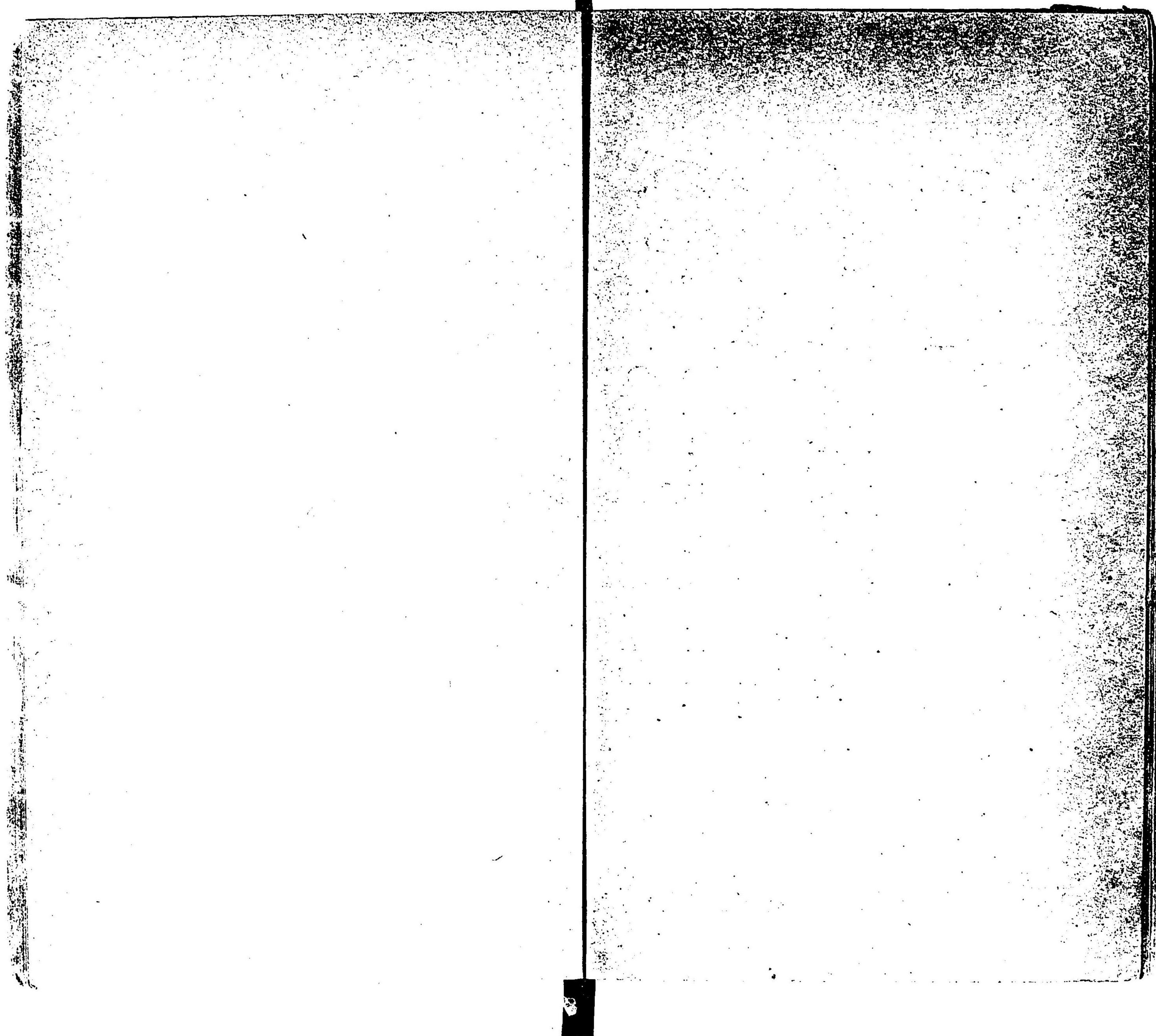


# 寶事潭 ものがたり

第三十五編

- 檜山相馬大作の實説
- おとよ源之丞の實説
- 四ッ谷怪談お岩の實説  
(三十四編の續)
- 吉良上野介の實説 (三十三編の續終)
- 千代萩の實説 (三十四編の續終)
- 遊女の名高き者數十人の實説
- 越後家騷動の實説 (三十四編の續)
- 川中島合戦の實説





實事譚三十五編

○ 檜山相馬大作の實説

相馬大作の事、世これに檜山騷動と唱ひ、虚誕頗る行はれ  
 其甚しきに至り、或は某家の榮譽を害するものもなしと  
 せず、某家に對して、いと氣の毒のといふべし、されども  
 大作の事跡、決して彼の妄誕者流が唱ふるどころの如き  
 もの、くしきとにあらす、たゞ大作の一己の私意をもて  
 某侯を狙撃せんとして、事成らず、江戸に來りて、縛又就き、千  
 住小塚原に於て、梟首あけられし、までなり、世或は大作志  
 を得しなど、いふの大なる訛なり、大作が刑に處せられし  
 の文政五年壬午八月二十九日のとにて、今を距ること、僅に  
 一六十一年前なれば、さまで古きとにあらす、親く其事を見

二 聞せし老人も今に生存しあるべきにいかなればかく世上  
にの妄誕の行はる、よやいと訝かしき限りにぞある相馬  
大作どの世を忍びし名にて本名の下斗米秀之進といひ斬  
られしとき三十四歳なりしといへり其時の捨札の寫し  
の左の如し

浪人

相馬大作

午三十四歳

此者儀領主并他家筋目之儀に付不取留儀共及承歴々々  
え對し遺恨を合鬪憤を可晴と關良助外二人之も中勸  
歸城之道筋の鉄砲等を用意いさし以段此者一己の存  
念より右企いさし不遂事以得共右之趣露顯に可及と

妻子其外召連出奔いたし以段不恐公儀仕方不届至極  
に付獄門に行ふもの也

午八月

(以下次編に載と)

○おこよ源之丞の實説

阿古木源之丞女大夫おこよといふもの、と演戯に仕組み  
て人のよく知る所あり此の阿古木源之丞とい座光寺藤三  
郎また女大夫おこよといの普女おやへのとを作れるにて(兩  
人の事を作りたる小説とい名を阿光寺源三郎と呼換へた  
り)これに架空の人物なと作添て一部の趣向を立しなり今  
三 その實説を記さむに抑も座光寺藤三郎の徳川氏旗下の士

四

にて其系譜を調ふるに其祖先の織田信長に仕へ駿河守と  
 稱し豊臣秀吉公いまだ龍興せられざりしころこれと武  
 力を争ひし程の人ありしが後秀吉公に属して三万石を領  
 したりまかれども豊臣氏に服従すると喜ばず常々不満を  
 抱くを以て屢々その模様も表にあらはれけるゆゑ終  
 三万石を沒收され涙々の身となりぬ後徳川氏大將軍に任  
 ずるに至り二代將軍秀忠公駿河守の事を聞かれ其次男藤  
 三郎を擧て新地四百石を賜ひ近習役を命せられたり父駿  
 河守死せし後藤三郎また駿河守と稱すこれより代々藤三  
 郎を以て名とし任につけバ駿河守と稱す十二代藤三郎  
 いふり屋敷の麻布百姓町三軒谷に在り藤三郎若年にして  
 家を繼ぎしかバ役に就す小普請組神尾若狭守の支配たり藤三

五

郎年長する及び身持放蕩にして酒を嗜み色を好み家に  
 在るとして稀れありこゝに於て親族相談のうへ松本十  
 郎左衛門の女おゆさといへるを迎へて藤三郎の妻とあせ  
 しにおゆさの容貌の美しさのみならず志操さへ優しあり  
 ければ藤三郎これお引おれまばし放蕩もあさでありけ  
 りまかるゝ近邊なる旗下の二三男等藤三郎の妻を迎へて  
 より家におゆさのみあるを惡み雨三人つゞ言合せて座光寺お來  
 り藤三郎を唆し共に遊ばむとをす、めしに藤三郎も家に  
 在るに少しく倦みしをりなれば事よよせて彼の惡友に  
 伴ひて外に出で果ての遊女にはまり酒に溺みてよからぬ  
 事よのみ聞りあへり妻おゆさ此有様を見るゝ耐へらぬ  
 て折に觸れての諫めしかど露ばりも聽入る、様子なき

六 ゆゑおゆきも遂に力およばで時節もあらんかどてそれが様子をうらひ居たりけりかくの如く藤三郎の晝夜どもなく家に在ると稀なるゆゑおゆきも徒然を慰めむためおやへといへる替女を招き日々琴の調べの稽古をあしむりまかるは藤三郎の彼の好色の性なるよりいつしか此おやへにも心を懸け稀れに家に在る夜の引留めて酒の相手をなさしめ琴三味線あど弾せしが果ての説きすゝめて遂にわりなき中となりぬまゐるお幾程もなくおやへに藤三郎の胤と宿しければさすがの藤三郎も妻の手前目あくとやせむかくやせむと思苦とさりしが言はで已むべきとならねばやがて其事を打明け是れも其方が腹お子のなけれが嗣子をとらんの心なりといふをおゆきの聞きて喜ぶ

七 七 一方ならず妾お子なければ座光寺の血統絶えんかどそれのみ嘆き侍りしに八重が胤をやせせしと嬉しき限り侍るとてそれよりの別しておやへを大切に留めおき食物あはに心を附けしるは月満ておやへの男子を姫と落しぬおゆきの我が生とし如くに愛慈くしとておやへが藤次郎と名づけおゆきの實子と稱して表向を披露に及べりまかるに藤三郎が所業武家にのぼるまじきとなりとて巻添の汚名をおそれ伯父座光寺喜右衛門従弟高山左京などよりいづれも義絶をや込み來りしかば藤三郎の迷惑なせども止むを得ずこれを承知して双方より届よ及びたり又かゆきの父松本十郎左衛門の篤實の武士おして遊里賭事などい夢にだも見しといふとなき人なれば大に苦慮して

藤三郎にきびしく異見を加ふると度々なりしを聴くべ  
 き様子あらざれば早くおゆきを取戻して後難を遁るゝよ  
 り外なしとて度々離縁の談じよ及びければともおゆきの深  
 く嘆きて假令夫の身持善のらねばとて見棄て去るゝ女の  
 道にあらす藤三郎が所業尙は増長しては罰を蒙らば妾も  
 共に刑あ服すべし妾のかくまで思定め侍れば離縁の儀の  
 思召絶せよとて心を決したる返答なれば十郎左衛門  
 も歎息して所謂親の心子の知らずと此事ならん娘の縁  
 邊により我が家名を汚るとあらば祖先へ申譯なし此上の  
 是非に及ばずとて更に父子の縁を切り是れまた親類絶  
 の届をぞ出しけるゝくて藤三郎の親族も追々来らず異見  
 する者も少くなりたれば結局よき事となしてますく放

蕩に募りしかばおゆきの辛勞一方ならず飲食さへも咽に  
 通らぬ日の多かりければ或る日藤三郎に向ひて是までの  
 身持を直されたくとて屢々諫めも申上げつれども逆も  
 聴人なきうへに是非に及ばず此上の先祖の名へ疵の  
 附のざるうち生害遊ばさるべし妾も俱に及ば伏して黄  
 泉の俱に立つべしとてもかくても今の有様にて座  
 光寺の家無事あると能ふまといへば藤三郎のいさく怒  
 りて我に死ねよといふ不屈なる中條のな死にたくば汝の勝  
 手に死ぬべし我の百年の壽を保ちて榮耀に此世を送らん  
 心得なりとて壘を荒くしく蹴立つ、表をさして出往さ  
 けりおゆきの跡にてひとり熟々思ふやうのかくまで諫む  
 る妾が言をも聴入れざる夫の心にては所詮此家の安穩あ

十  
るまじか、るよしなき諫めをせんより自害して夫の身の  
果を見ざるこそ却つて増しならめと思ひ定めければ死し  
たる後の事を頼み置んとてひそかに彼のおやへを呼びて  
妾の云々のゆゑにて自殺すればたゞ亡き後の藤次郎のと  
を頼むなり且つ妾がかくまで盡し誠心を夫よ告げなれば  
心を直さるゝともあらん是れも委曲に告げて給べといへ  
ばおやへの涙を濺ぎて片輪なる身の一人存命へて何を  
樂みどいたし侍るべき妾も黄泉の供いたすべしとてさ  
まゝ論せども聴入れざればおゆきのさまで思ふなら  
ば止めぬをまゝさりながら晝の人も多ければ今宵此方  
よりひそかに知らせんそのとき我が部屋へ恐び來りて共  
よ死を遂ぐべしと欺きければおやへの悦びて立去りぬの

くて其夜おゆきの心地あし、とて召使の女らを早く臥  
所に入れ四邊漸く寂實するをりを窺ひ獨りひそかに起出  
て遺書を認め畢りやがて短刀を咽へ突立てそのまゝ息の  
絶えにけりあくともし知らずおやへの支度をと、のへて今  
やおゆきの方より知らせあらんかと待てども、其沙汰  
なきゆゑ心いらだちてひそかにおゆきの部屋へゆき探り  
見るに疾く死して仰りければさては妾を抜きまひ  
しかど驚きつゝ、まばし涙にくれて居たりけり  
(以下次編に載す)

一十  
○ 四ッ谷怪談お岩の實説 (三十四編の續)  
さて此田宮又左衛門後ち名を伊右衛門と更めしが年五十



に及べども男子なくたゞおいは一人あるのみなりまかる  
 に五十四歳にゐれるとき伊右衛門大病にあり所詮此度  
 の快復そべき様子ならねば家相續の事を憂へおいは今  
 年二十一歳にもなりぬればこれへ急な養子をよべしと  
 て相應の者をたづぬるよおいは生附醜さうへ年長じて  
 重き疱瘡をわづらひ片眼盲とさへありしかば若き者の  
 な歴ひて來らんといふものゝし伊右衛門の病中にて大に  
 當惑せしところ下谷金杉邊に住する又市といへる者の  
 口入にて一人の聲とならんといふ者ありといふ此者の  
 州出生の浪人にて名と何某といひて其とき三十一歳にな  
 る男なり伊右衛門の思煩ふをりあれば早速にそのみて相  
 談をと、のへ同組の同心秋山長右衛門といふを表面に人

となして遂に婚姻を結ばせ養子の披露をなしぬ此後伊  
 右衛門の幾程なく右の病にて死去なしければ養子の名を  
 伊右衛門とあらさめ田宮の名跡を相續せり此もの元來人  
 品も鄙しからず人愛もあり且つ物事器用なりしは同役  
 の勿論與力の人よりも大よこれを親愛しなりぬ且つ伊右衛  
 門もとよりおいは容貌醜さ十分承知して來りしとな  
 れば夫婦中も睦しかりければ人々これを譽めざるはな  
 りしとぞこゝに伊右衛門の同組又伊東喜兵衛といへるも  
 のありわけて伊右衛門との親くして其交情尋常ならずさ  
 れば伊右衛門の新參のともあり晝夜とも喜兵衛の方へ  
 立入て内外ともお相かたらへりまがるに此喜兵衛におこ  
 とゝいへる妾ありしが伊右衛門がいやしからざる容儀よ

つしの想を懸けしを伊右衛門の早くもこれをさとりけ  
れども主たる婦人のとあればみだりなる事の荷にも色に  
出さずおことより言寄らんとするをりなとゆればそれと  
いなしお身を避てぞぬたりける  
演戯にお岩の父人に殺されしと作れるの虚誕にて右の  
如く病死せしあり又秋山長兵衛とあるの右の秋山長右  
衛門のとなり又伊東喜兵衛の女が伊右衛門に懸慕せし  
と作れるのその妾おことのとを翻案したるなり  
(以下次編に載す)

○吉良上野介の實説 (三十三編の續)  
吉良の家系の右に記する所の如くあるが知行四千二百石

三河國の内にて三千二百石上野國の内にて千石を賜は  
りとなり即ち幕府より賜はりたる知行目録の左の如し  
參州幡頭郡之内七ヶ村三千二百石上野國甘羅郡三ヶ  
村千石都合四千二百石は判被成下は此儀兩人奉行被  
仰附執達如件

寛文四年四月五日

永井伊賀守尙庸  
小笠原山城守長頼

吉良上野介殿

さて上野介義英の若年のときいさまでのもなかりしが  
年五十を超ゆるに迨びての高家中の故老にて舊規を諳し  
物事又熟達するを以て幕府にて大禮のゆる毎にのむつも  
命せられて差圖役となれりあるに上野介の此事に誇り

人を輕ずると甚しかりしよししたゞ彼の淺野内匠頭無禮  
 と加へしのみにあらず既に前年もこれに似たりとありそ  
 の元祿十三年大猷院遠忌につき日光山に於て法會あり此  
 時風早中納言京都より下向ゆり中納言狩衣を着用せられ  
 しのば上野介これを見て貴郷狩衣を着せらるゝ儀につき  
 阿部豊後守殿のゝなりとて咎めありといひければやが  
 て中納言より人をもて豊後守へ禁裡仙洞參内のをりも  
 狩衣着用苦しからず京都といひ關東といふも相替るまじ  
 きことと思へば狩衣着用せり此儀に付て批判ゆりやといは  
 れければ豊後守の圓より狩衣の事など咎められし覺えあ  
 げれば大に驚て某の武家の事こそ相計ひやすべければ堂上  
 家の事などいかに差圖あ及ぶべき何者かゝる事をや上げ

つるにや急度曲事や附くべしと答へしゆゑ中納言さて  
 上野介が偽はりしとと悟られければやがて豊後守に逢て  
 法會のにもあれば沙汰なしにせらるゝこそまかるべけ  
 れといはれしゆゑ此事の先づそれざりにて上野介への何  
 の咎めもなかりけりもし中納言の寛恕にゆらざれば上野  
 介此度の一事にて無難あるとい能ふまじかりしならん  
 人々が評しあへりぞか又此法會のとき加藤遠江守役儀を  
 命せられて日光山に赴きしが老中の差圖にて万事の高家  
 の内吉良上野介へ問合すべしとのとゆる遠江守より諸事  
 を尋問ふに上野介のいかある心よやありけん事毎に不禮  
 の言を吐き絶えて指圖もせざりしかば遠江守大に憤りし  
 れども公用先のことと思ひ怒とおさへて事を濟せて歸りし

どぞされば此等の事を見聞て人々の翌年勅使下向のとき  
 鑿應の差圖役を又も上野介が承はりしかば又もやいな  
 る事起らんと危みしに果して淺野内匠頭乃傷の一儀あり  
 及びしどぞその元祿十四年三月勅使下向あり此時吉良上  
 野介の故實をよく存ト居れば諸事の同人へ問合すべしと  
 馳走掛を命ぜられし人よなごへ老中の命ありければ人よ  
 よりの上野介へ音物を贈りてよきに差圖を乞ふと頼も越  
 せりまかるには馳走人を命せられたる淺野内匠頭長矩方  
 より一の信物だに贈り越さざるゆゑ上野介の大又憤り  
 て人に事を頼むに信物を贈らざるとやあるとて其後内匠  
 頭が面會して此度の事すべては指揮をたのひなりといふ  
 を某とても學ぶにわらず數年の間事を扱ひて自然に熟せ

るなれば貴殿も心も問て勤めらるべしとて遂に承引せざ  
 りけり此所前後の紀事八編忠臣藏寶説の條下を參看せよ  
 同編に悉しく記したるといこ、いそべて文を略すかくて  
 三月十二日京都より下られたる三郷芝増上寺へ赴かれ宿  
 坊へ立寄あり其前日内匠頭上野介の許へ來り宿坊の疊の  
 新に取替へやすべきやいかゞと問ふに上野介それにより及  
 ぶまじまのし心のまゝに何様なりともいふされてまかる  
 べしと答ふ内匠頭心得ざる返答ありとの思へどもそのま  
 立歸りて様子を見るに同役の方にて既に宿坊の疊替  
 をいたせし体あれば大に驚きて屋敷へ歸るや否家老安井  
 彦右衛門命ト宿坊普光院の疊表三百七十二枚をその夜  
 高挑灯を点して取替へさせたり當日上野介も三郷の案内

として同坊へ起きしが壘表を見て内匠殿に金持ゆゑさ  
 てく自由なるとかあ一夜の中にかくばあり壘表を替へ  
 らるゝと世に金はどの寶のなしと嘲りけるを内匠頭  
 無念の顔色なりしが上野殿に忝けなく仰せらるゝもの  
 ろなど答へてその場そのまゝ過ぎしとぞさて翌十三日  
 よの三卿饗應の能あり此日内匠頭かねて老中より節儉  
 を守るべきよし命もほりたれば傳奏屋敷へ墨繪の屏風  
 を建たりまゐるに上介野の又これを見て内匠殿にのよき  
 屏風を所持なきと見えたりこれほどの馳走に墨繪を建つ  
 るといふ法やあると扇を以て立たる屏風を三度まで打て  
 罵りければ内匠頭我等とてもいかによき屏風ぐらゐあ事  
 欠かぬや先づ頃老中の命にて奢がましき事無用たるべし

とのとゆゑに此屏風を建てしなり此儀お付ていかの  
 落度やいと面色かへて詰寄りければ人よくゆとやと驚く  
 ところを加藤遠江守聲かけて内匠殿に用われれば速に  
 立てよと呼はりければ内匠頭是非なく其場を立上りしを  
 遠江守小蔭に招き去年我ら日光にてゝるとい日に五六  
 度もありたり必らず短慮のといひたされあ是れも朋友の  
 信と思へば異見もたそなり勘弁あるべしと諭しければ内  
 匠頭は懇志のほとらたじけあしとて立別れしといふ同十  
 四日三卿又入城ゆり内匠頭また今日三卿の至らるゝとき  
 我ら何れに出迎ふべきやと問ふを上野介罵りて立去りし  
 が此後また松の廊下まで辱めければ内匠頭大に怒りて段  
 くの恨み覺えたるかといひさ上野介の烏帽子を切附た

りされども脇差の先鳥帽子の金輪にあたりて流太刀なり  
 ければ薄手なり二の太刀を振上げ切つけしが是れもいさ  
 か背を切りしまであり上野介血送りて眼に入りければ  
 廊下の椽の上にお倒れしま、刀に手をかけず(此時内匠頭  
 の小刀の大原實盛二尺一寸の名刀なりしといへり)此中に  
 人々駈来りて内匠頭を組どめ上野介は茶坊主が肩に引か  
 けて連れゆきけりかくて將軍より上野介は毎度いかなる  
 意趣を内匠頭に仕むけ今日(今日)の仕宜に及びしやどの尋あ  
 り上野介はいはく内匠頭に恨を受くべき覺えなし全く亂心  
 と思とるれば手向もまたささりしを答ふ又内匠頭へ  
 取亂しあるに上野介に毎度意趣有りて遂に刃傷おひ及  
 びしなり決して亂心にはあらずと答ふ依て此旨言上せし

に上野介事殿中を憚り手向ふ及ばざる段神妙なりとて官  
 醫二人を附て屋敷へ退出せしめらるかくて内匠頭の切腹  
 して家断絶せしが上野介への手傷全癒えだい相違なく役  
 儀勤むべきよし命ありまかるに親族等打集ひて相手たる  
 内匠頭の家絶えたるに上野介一人そのま、役に在らんと  
 いかゞなりとて相談のうへ三月二十六日役儀免の願を  
 差出し程なく隠居して子左兵衛を以て家督相續を嗣ひし  
 に開濟ありて即ち四千二百石の異儀なく左兵衛に繼がし  
 められさまかるに上野介の妻の頗る賢貞の聞えゆるもの  
 なれば夫のためよ淺野家の断絶せしとを嘆きて上野介を  
 諫めていひけるの今度内匠頭迄の家亡び其家中の歎き  
 のんかばかりぞやほ一人の仕方よて万人の恨となるよ

かで身に報とてあるべきや子孫のためにていへば早く  
 腹召さるべし妾とても同ト刃に伏しては供仕らなん淺  
 野の家人らが主の敵と思ふと眼前よていあり事なさう  
 ちお家の長久を謀りたまへと詞と尽してそ、めしおと  
 上野介の聴かずして汝らが知るべきとのはとて承引く氣  
 色もあかりしとぞ又某家の家人長尾権四郎といへるも其  
 主家の吉良と縁邊ゆれば本國より此事を聞くといひしく  
 出来りて同トく切腹をす、めて内匠頭殿の五万石の大名  
 にて家人も多うれば誰か一人として殿を恨みざる者ゆら  
 んかくは存命ゆりての後くあいたり油くしき大事ゆらん  
 との鏡お懸て見るが如しとて夜の更くるまで土野介の膝  
 元を去らずして諫めしおを返答だもせず妻も屢く諫めけ

れども將軍の機嫌にかなひ首尾全き我らがいかに切腹に  
 及ぶべき此上の汝も權四郎も目通りへ出ると無用ありと  
 て遠ざけ、れば是非に及ばぬとなりとて妻の實家へ歸り  
 是れよりの絶えて對面もせられざりしよし又權四郎も鳴  
 呼命あるかな吉良の家滅びんと近きにありと嘆息して本  
 國へ立歸れりどぞ吉良の屋敷のこれまで吳服橋内にゆり  
 しが此後本所より引移れりまかるに赤穂浪人密くよて仇討  
 の用意をなすよしも聞えければ京都にも人を遣して探ら  
 せ又屋敷内あもさびしく防をあしけるが彼の大石内助ら  
 がふめに討入られ遂に元禄十六年十二月十四日の夜討取  
 られぬ(此段また十一編忠臣藏實説の條あ悉しければこれ  
 又譲りてくだしくの記さず)此夜の來る十六日白銀の

新居へ引移らんとすれば名残りとして寒梅の茶の湯を催  
 せし跡なり上野介死するとき六十三歳なりしといふ  
 て上野介の首の赤穂人らが高細の泉岳寺へ持行き内匠頭  
 の靈を祀りし後同寺の和尙に渡しぬ依て和尙より寺社奉  
 行鳥居播磨守へ届出しにより老中相談のうへ上野介の子  
 左兵衛に渡さるる旨達しあり是の死骸いまだ左兵衛の屋  
 敷に在るを以てなりとぞ依て泉岳寺の寺僧石柳石香兩人  
 上野介の首を乗物にいれ左兵衛の方へ送れり同家來より  
 差出したる首請受書に左の如し  
 請取や證文之事  
 紙包の首桶  
 右之通儘に請取や以處實正也爲後日仍如件

午十二月

吉良左兵衛家來

左右田孫兵衛

齋田宮内

泉岳寺

石柳長老

石香長老

依て首と骸み繼ぎ菩提所牛込播松院に送り葬禮を営み  
 けるさて左兵衛の父殺されしをり卑怯なりし科により翌  
 年二月四日評定所へ召出され仰渡されし趣の  
 淺野内匠頭家來共上野介を討み節其方仕方不届至  
 極に被思召依之領地被召上師訪安藝守に預被仰  
 付し者也



右の通り達せられしにつき評定所より直に乗物にのせ  
 訪安藝守用人三浦平太夫物頭加藤平四郎留守居澤市左衛  
 門等大勢にて警固し本所ある安藝守の屋敷へ引どりぬか  
 くて幕府より左兵衛事武士道相背さる者なれば預の  
 うち冬の木綿布子夏の布帷子朝夕一汁一菜の外無用さる  
 べしと命ゆり又家来一兩人召連れたきよし請へどもゆる  
 されず依て討入前に浪人せし上野介元家来山谷新八左右  
 田治部右衛門を召返して左兵衛に差添えやがて安藝守の  
 本國へを送られける足利尊氏十九代の末流吉良の家は是  
 にて永く断絶したりぬ其後幕臣に吉良といふものありし  
 りは是の所謂下され苗字なれば其血統ありあらずといへ

(をばり)

○先代萩の實説

(三十四編の續)

脇屋圓同寺の住職石水といへるの本と幕府旗下の士の  
 子よて嘗て老中に醫知もあれ甲斐等の事起るに及  
 びて伊達安藝の密旨を受けて江戸に來り事情を幕府に伸  
 るを得るに與りて大に力ゆりしといふ伊達安藝召され  
 て江戸に出るに臨みて此度のと迎も死にゆらざれば遂  
 けじとて法名を請ひしに石氷見龍院といふを撰み且つ  
 如何是乃劔上事と禪語を以て問ひしかば安藝答へて法  
 戰場中立勝旗といふ石氷危を見て命を致す君にあらざ  
 れば誰かこれをよくすべきとて別れより事平々に及

びて安藝の子兵庫厚くこれに報ひんとせしむ石水一詩  
 を壁に題して去りしが後其の往くところを知らずとい  
 ふ  
 原田甲斐の家人に片倉隼人といふ者あり甲斐江戸に於  
 て安藝を斫り其身も亦殺されしと聞き甲斐の子帯刀を  
 奉じて船岡城に據て戦はんとす或る書に甲斐の子大内  
 藏を奉ずとあり按ずるに甲斐の子に大内藏といふ者な  
 し蓋し帯刀の誤ならん(玄)かるに家人にまた堀内總左衛  
 門といふ者ありこれを諫めて先君罪ありて自から死を  
 招きたまひしなり誰人にか怒みあらん(玄)かると籠城す  
 るに至りていまずく罪を増さんのみ恭順あして處置を  
 待んぬ如かずといひければ衆皆なるれに従へり(玄)ある

比軍人一人賊かざれ(玄)帯刀遂にこれに殺しぬ(玄)が(玄)帯  
 刀以下仙臺にて切腹を命ぜられしか(玄)總左衛門船岡に  
 て腹掻切て死し(玄)あ(玄)人(玄)皆(玄)な(玄)これ(玄)を(玄)憫(玄)み(玄)し(玄)と(玄)な  
 甲斐安藝を斫り柴田外記甲斐を斃せしとき(玄)人(玄)は(玄)事(玄)の  
 由る所を知らざれば(玄)古(玄)内(玄)志(玄)摩(玄)を(玄)も(玄)取(玄)圍(玄)み(玄)し(玄)あ(玄)志(玄)摩(玄)の(玄)腰  
 刀を取て投出し大聲にて事いまだ決せず同僚みな死せ  
 ば誰か此の局を了するものぞ我れ君のため(玄)に(玄)生(玄)を(玄)保(玄)ん  
 とす人(玄)は(玄)我(玄)れ(玄)を(玄)誤(玄)り(玄)た(玄)ま(玄)ひ(玄)そ(玄)と(玄)呼(玄)べ(玄)り(玄)け(玄)れ(玄)ば(玄)人(玄)は(玄)さ(玄)て  
 ひと退き去れり(玄)と(玄)是(玄)れ(玄)に(玄)て(玄)志(玄)摩(玄)の(玄)志(玄)の(玄)は(玄)と(玄)い(玄)ふ  
 れつ荷も生くる者(玄)に(玄)あ(玄)ら(玄)ず(玄)と(玄)人(玄)は(玄)が(玄)稱(玄)賛(玄)せ(玄)し(玄)と(玄)い(玄)ふ  
 右仙臺一件を演戯に仕組(玄)て(玄)尤(玄)も(玄)名(玄)高(玄)さ(玄)り(玄)彼(玄)の(玄)伽(玄)羅(玄)千  
 代萩(玄)なり(玄)此(玄)狂(玄)言(玄)に(玄)て(玄)り(玄)龜(玄)千(玄)代(玄)君(玄)を(玄)鶴(玄)喜(玄)代(玄)淺(玄)岡(玄)を(玄)政(玄)岡(玄)松

前重光を松ヶ枝鐵之助伊達兵部少輔宗勝を鬼貫原田甲  
 斐を仁木彈正渡邊金兵衛を渡合銀兵衛其妻を八沙とい  
 ひしるど、すべて名を呼換へ又政岡茶の釜を以て飯を  
 炊ぎし一條の如きの彼の姦黨がひそかお毒をす、めん  
 どせし事ありしを種として文飾して作り做せるなりさ  
 て綱宗朝臣が遊女高尾を賜ひ墨田川に於て研られしな  
 どといふの固より無根の妄談にして決して信するに足  
 らず又同朝臣が遊里へ通はれしとき伽羅の木履を穿か  
 れしといふも大なる虚誕なり是れそのころ他の人の聊  
 らこれに似たるとありしを朝臣に附會せしものならん  
 と、思ふるその洞房語國(吉原の事を輯めたる古寫本)に江  
 戸町西村庄助が家お香久山といふ遊女あり此者のもど

へ或る日三十四五歳なる客が來り酒を出せよと命じ  
 鍋を自身にとりて爐の邊へゆき袂より長六七寸ばかり  
 の伽羅の割木二本を取り出して焼き酒を温め飲みて歸り  
 しが何處の人といふを知らず其香世にめでたかりしか  
 ぱ一本の取上げ一本のそのま、焼くお吉原五町の外ま  
 で薫渡れり其後芝邊より豪商來り香久山を身請して立  
 去りしが實の町人にてのわらざりしよしを記せり按ふ  
 に此事のそのころ名高き話なりしを以て綱宗朝臣の事  
 お附會して木履との作りあへたるあるべし伽羅の万治  
 寛文の頃おの専ら珍重せしものなるとの人の知るところ  
 ろなり故にこれを狂言の名題にも冠せり伽羅を名木と  
 の訓えしならん尙や仙臺騒動のといこれが事柄を綴り

し稗史野乘などもゆれども後人の偽造訛傳多ければ容易に信ずるときの大に當時の事實を誤るとあらん

(とはり)

○遊女の名高き者數十人の實説

演戲小説等に作りて名高き遊女多けれども是れも彼の男達の如く名のみにしてさまざまで事跡のなきもあり又全く架空の者も有りて一々これを辨るるときに煩きに堪へざれば是れも男達の例に倣ひ取纏めて次々に記さべし

右の者の事の先づ洞房語園(此書寫本と板本二種あれども寫本の方に見えたり其文よいはく新町山本屋芳潤が家に

勝山といひし太夫あり髪かみの結むすひやうの黒く長き髪を白き髻むすにて片鬘かたむすの伊達結いたてむすひ勝山風かつやまかぜとて今にすたらす揚屋あけやの大門かど口の太右衛門たゑもんにて始めて勤つとめに出でる日ひ五町ごまち中の太夫たゑ格子こしの名取なとりせも勝山を見んとて中の町まち兩りゆう側がはに並居ならひより今日けふ初はつて揚屋あけやつきの道みち中なかなれどもわろびれさる氣色けしきもなく八文はちもん字じを踏ふで通りし鞋はきひ器量きりやうかし立た双ふたびなく見えしとあり全盛ぜんせいの其項そのくわう廓くわく第一だいいちと聞きぬたり手跡てしも女をんなよの珍めづらしき能書のうしよなり勝山が歌うたに

妹背山いもせやまなかる、川の薄水うすみづ

云々横物よこものにして今いまに山本やまもとが家いへにあり又また一日いちにち半井なみ下した養酒やうしゆ宴あそびのうへにて勝山を狂歌きやうかに

とけてそいと、袖そでの濡ぬれぬる

おほどけが三國一とやそまい

美女勝山の玄やくせんの種類

勝山の元神田丹後殿前津の國風呂の市郎兵衛といひし風  
呂風の女なり一とせ風呂屋女は詮義の時分市郎兵衛風呂  
屋を仕廻勝山を親元へ渡し遣したるに勝山が親相對にて  
芳潤が方へ身を賣て又遊女の勤めをしけり彼風呂屋にあ  
りし時ハ玉淵の編笠お裏附の袴を着て木刀の大小をさし  
物詣なをををるに風俗ゆ、しくては旗下の歴々衆の如く  
見えしとなり多門庄左衛門など、いふ芝居の者が彼が風  
真似たりとて丹前の名ハ勝山より起りしといふ神田丹前  
殿前なれば丹前の勝山といひさるよし云々と記せり

(以下次編に載せり)

○越後家騒動の實説

(三十四編の續)

あくて小栗美作ハ其子掃部を世に立んどおもふ心彌増し  
ければ日夜彼の安藤治左衛門と相談なしけるに治左衛門  
のいふやう急に嗣子となさんときハ人々の思ふところ  
もいかゞなれば先づ掃部を家門並あいたし家中の者  
どもも尊敬いささせ其後まづかお事をはかりて殿の養子  
となさばよろしおらんと囁きしかば美作これぞまあるべ  
きとてやがて腹心の者どもを呼よせ此儀を申合めけり依  
て腹心の者ども各々光長の前に出るときハ掃部を家門  
に取立あらば美作の悦いばかりあらんかくてハ彼も  
まそく忠勤を勵むべしお口くハに勤めければ光長も  
遂にこれをゆるして汝等がやすところ理あり掃部の美作

の子なりといへども歴然たる我が甥あり家門の並にや附  
 んと差支なし早々此旨ヲ渡せよとありしかバ同心の者ど  
 もハ首尾よかりしとてやがて掃部を家門並に列せらるゝ  
 旨達せしかバ日ごろ美作に詣ひて出身を望める者どもハ  
 これを賀せんとして日々美作の方に集來りて門前の恰も市  
 の如し萩田主馬ハこれを聞きて苦々しきとよハ思へども  
 最早事定まりて發表せられし後あれバひとり嘆息して居  
 たりしとぞかくて其年も暮れ明けバ元日にハ掃部家門と  
 なりしより初めての登城なり詣者どもハ我れ先に掃部の  
 目見得を取持んとて互に争ふと一方ならずさて掃部の初  
 てのとなればとて例よりハ花やかお出立ち先づ其身ハ  
 羽二重の白無垢にまゝらの熨斗目の丸の内に立波の紋五

所縫せざるを着紺の長袴をはき乗物に打乗り供廻も目さ  
 ひるぼろりに美々しかりし先づ眞先に狹箱を上鬚下鬚類  
 髭を墨にて作りたる一對の男が持ちて千鳥足にて進めバ  
 次にハ背高く色黒き若徒八人が對の羽織を着て手を振て  
 通りけり乗物の左右をバ與力手廻の者どもが取圍み對の  
 道具に草履取又者にいたるまで爰をはれて出立ちて登城せ  
 しハ實にゆくしきとなりとて見物人も夥くありしよし  
 又道にて逢ふ者の馬より下り遙に隔りて禮をつくし或ハ  
 土足となりて敬する者もありければ其体恰も城主の世子  
 の如くにぞ見えたりけるさて掃部式臺にいふりければ使  
 番物頭あど我劣らじと出迎へて奥へ案内し又供の者など  
 ハ歩行番所に入れ湯茶など與へけるまかるに其日與力番

所の者どもい下坐いたそべしと思ひの外美作の威權つよ  
 きを日ごろ快ゝらす思ひ居たる者のみなりしゝるバ一人も  
 下坐する者なく素知らぬ顔よて居たりけり美作の後にて  
 此事を聞き悪き彼等が振舞かな不日お思ひ知らせてくれ  
 んとて怒りしとぞさて翌日掃部を取持ちしものどもへ  
 禮なりとて美作の方より吳服金銀樽肴などおくり又供の  
 者を休ませし歩行番所の番人へも昨日の禮なりとて金二  
 兩をおくりしかバ番人の大に悦びて年の首より小栗あよ  
 く思はれし目出たき限りなり行末繁昌せんと思ひしよ  
 此者のいさゝるくして程なく重病にかゝり其年の冬にいた  
 りて絃に死せしとぞのくで掃部の次第お威勢さかんなり  
 といへどもいまだ家中の者どもがこれほどまで尊敬す

るといふ贈を見すいかゞしてこれを試すべきとひけれ  
 バ次左衛門その易きとありその證據見せやさんとて頓て  
 輕薄表裏の者どもと呼集へて先頃掃部どの家門にのぼら  
 れしうへに各々に目見得せらるゝとよろしからん是の  
 畢竟は身らがためを思へバなりといひけれバ一同是の尤  
 ある仰せかなさらバ小栗殿の家宰田鍋平左衛門の方へ  
 申して目見得いさそべしとてそれより各々平左衛門の許  
 へゆき目見得のとを頼み入替り立替り掃部あぞ逢ひよけ  
 るされども其中に少しく心ある者の美作の伴が家門にな  
 りたりとていので目見得に及ぶべきとて知らぬ顔あて  
 居るもありしを親族朋友などより勸めて時世に従ふが其  
 身の得にて我ら如きが意地を張りたりとて詮ずるところ

益なし權臣におくまれて禍も逢はんよりいたゞ理を非に  
 まげて目見得せられよなと説きければ此儀も然らんとて  
 果の家中大概目見得と稱して掃部も請を執りよけりさて  
 掃部に逢ひける人々いづれも美作の許にもいさりて今  
 日首尾よく目見得をよませ有りがたき幸ひありとてこれ  
 へも物を贈りて絹を献じけりかゝりければ美作のさて  
 家中一同附従ふ證據なりとて大に悦びたりしとぞ  
 當時輕薄の徒が小栗美作に媚で榮達を求めたる状の載  
 せて觀音堂通夜物語に詳なり在にその一二章を抄と  
 美作方へ我をどらじと音信する程に人並の音信のさの  
 み目よ不立と九郎左衛門藤右衛門三郎兵衛なとゞす  
 もの美州家來の者と能く示合美作何にぞも食事に望の

物おれバ其儘右のもの共方へ才越い綱繩等にてお望の  
 ものを只今去方より才請い新しく相見申し間進上仕る  
 とておくりけり是ハ幸の事なりとて悦び申けり魚屋鳥  
 屋おかゝく約束いたし美作殿より何にても願に参りい  
 はゞその望の物をかくし置て早く此方へえらせす  
 べしいかに高直ありとも其時の直段一倍に買ひはん  
 其外禮をもいたすべしと堅く約束いたしけり扱こそ美  
 作方より望の魚又ハ鳥など買に來ればあしとて隠しけ  
 り彼魚屋早く彼人へ是くよていどて爲知やりま  
 美作が買物使のもの望の魚鳥これあくと申遣り美作  
 何とぞして調さくと申所へ彼魚鳥をおくりけり美作大  
 あよるこび町にさへこれなき魚鳥なるにさりどていよ



さ折ふしなり品入別して忝く存じいとて返事いさしけ  
 り重て對面のせつ右の意趣をのべ厚く禮をどのべにけ  
 る  
 爰に半左衛門とて小十人移り世中の有様を見るに此近  
 年美作が仕置あなり知行を取り役替有るを了簡するに  
 新參古參のかまひあくたゝ音信切々仕さるもの美作  
 ひいさの事なり我身をかへりみればせいの人にすぐれ  
 てちいさく智恵のなし藝もなし四ツ竹の替り打たると  
 て知行をくれまじ替る事なく一生を暮さん事口をし今  
 多く音信せばやと思ひて妻子に向ひすけるの我思ふ子  
 細ありて今日より下女一人つかふ事ならず朝夕の食事  
 も大形の雑氷よしてまして茶なほ吞事堅くとひるあり

其身手づからめしをたき我等留守の折ふしに余所より  
 の使なほも受取するべし是が成まじと思ひ玉は古  
 里へ歸り玉へとぞすける妻子此よしを聞いていかなるう  
 きめにも夫の爲ならバそむかじどのぞんすれども手づ  
 からめしをたき殊ふ余所よりの使受取す事成まじ縁  
 こそされずとも里へかへりてわれくあぞ成けり扱半  
 左衛門かくのこどく我身を詰三十石の切米を二十石の  
 美作へぞおくりける扱こそく半左衛門のせぬことち  
 いさくありけれどもさりどての利口ある者ぞとて頼て  
 常詰小十人あぞ成にける

○

(以下次編お載そ)

○川中島合戦の實説

世人川中島の合戦の一度なりと思ふに非なり川中島に於て上杉武田兵を交へしとの都合三度あり抑も川中島の戦の事ハ異説多きが今諸書を参考して其正しきものを記せば信濃の村上義清武田信玄のため破られ越後に來り投せしかば上杉謙信これを助けひとて兵を率ゐて信濃に入り天文二十三年八月十八日川中島に於て戦ひり此日の戦に謙信の旗下半町ばかり敗北するところに越後の將宇佐美駿河守定行横歩ひよりありしかば信玄の兵大に亂れは幣川へ追入れ討る者多し信玄の川の中馬を立さる處ころハ謙信縁の純子よて包みさる肩衣にゑてをさし白き手ぬぐひをもて頭を包み三尺ばかりの刀を抽ち虎

のあれたる如くなる鹿毛の馬お打のり信玄のいづくに在り六と呼はる原大隅信玄いかで爰もあるべきやといひながら槍にて突けれどもつさ外す謙信川へ馬を乗こみ信玄にのけよせ三刀まで切かけしかば信玄持たる軍配團扇も切をられしに原大隅裁原彌右衛門槍をとりつた、みかけて謙信の馬をた、さけるお馬のさんづにあさり馬川の深みに飛入ける其間に信玄の馬副の者ども信玄の馬を川岸お引あげて遂に物わかれましたとゆふ是れ川中島初度の戦なり弘治二年三月二十五日お川中島にて戦ひり(初度の戦より此年まで二年距る此戦より謙信筑摩川をわさりて夜軍にかゝりしお甲斐勢にて山本勘介を始めとして討死する者多し)謙信信玄に切あけし時と山本勘介

討死を同日の事なりとするの大に非なり。其かるふ甲斐の先陣上の山よりかゝり來り前後に逼りけるゆゑ謙信川を涉りて引どりけり。此時に宇佐美駿河守先陣して功あり。是れを川中島第二度目の戦とぞ。永祿四年信州の士甲斐に屬せる者樂巖寺右馬助等ひそかに謙信に通じたるを信玄早くも覺りてこれを斬れり。越後の間者甲州より歸りて此事を告げこれより疑を生ずる者多しといひける。謙信聞て三軍の禍の狐疑より生ずといへり。八月に至て軍を川中島に出すべきとて士大將を悉く呼あつめ謀を問ふに各々思ふ旨を書き出して出す。謙信擇わちて上中下の三等とし其下策を用うべしとありしかば諸將これいかにいへばとて怪む。謙信のいはく上策の既ふ敵の察すると

このにてわれを待つべき謀あり。さるよしを聞き待設けたるどころへ攻入んよいかでか勝つべき中策の數年評議せし所なり。下策を用ゐて貝津の城を踏越え西條山に陣し。まばらく敵の後巻を待たせれば兵を死地に陥るゝにあら。ずや信玄おしよせば其時勝負を一時に決すべし。もし信玄貝津の城に入らば圍み攻ん。又信玄川中島に陣せりて吾が歸路を塞ぐ。あらば吾が軍雨宮の渡をわたらず直に具津の城に向ひて攻破らん。よ信玄必ず救來るべし。其時又一戦してかなはず。討死すべし。是れ下策を用うるいはれなり。とて八月二十四日西條山にあり陣したり。ければ信玄後巻してまばらく對陣せしが廣瀬の渡を越て貝津の城に入りたり。けりかくて九月九日の晩謙信士大將を修つめ明日信



二十五  
走卒<sup>ソウソ</sup>までが知る<sup>しる</sup>ところなれども事實<sup>ジツジ</sup>に至<sup>いた</sup>るに就<sup>つ</sup>て口説<sup>クワセ</sup>傳<sup>デン</sup>を信<sup>しん</sup>ず  
るものも多<sup>おほ</sup>ければかくの其實<sup>シツジ</sup>録<sup>ロク</sup>を書<sup>か</sup>附<sup>つ</sup>ぬ

實事<sup>シツジ</sup>録<sup>ロク</sup>三十五編終

明治十五年三月二十日御届 (十五錢)

同年六月四日發行

編輯人 新潟縣平民

村操  
神田區佐久間町  
二丁目十一番地

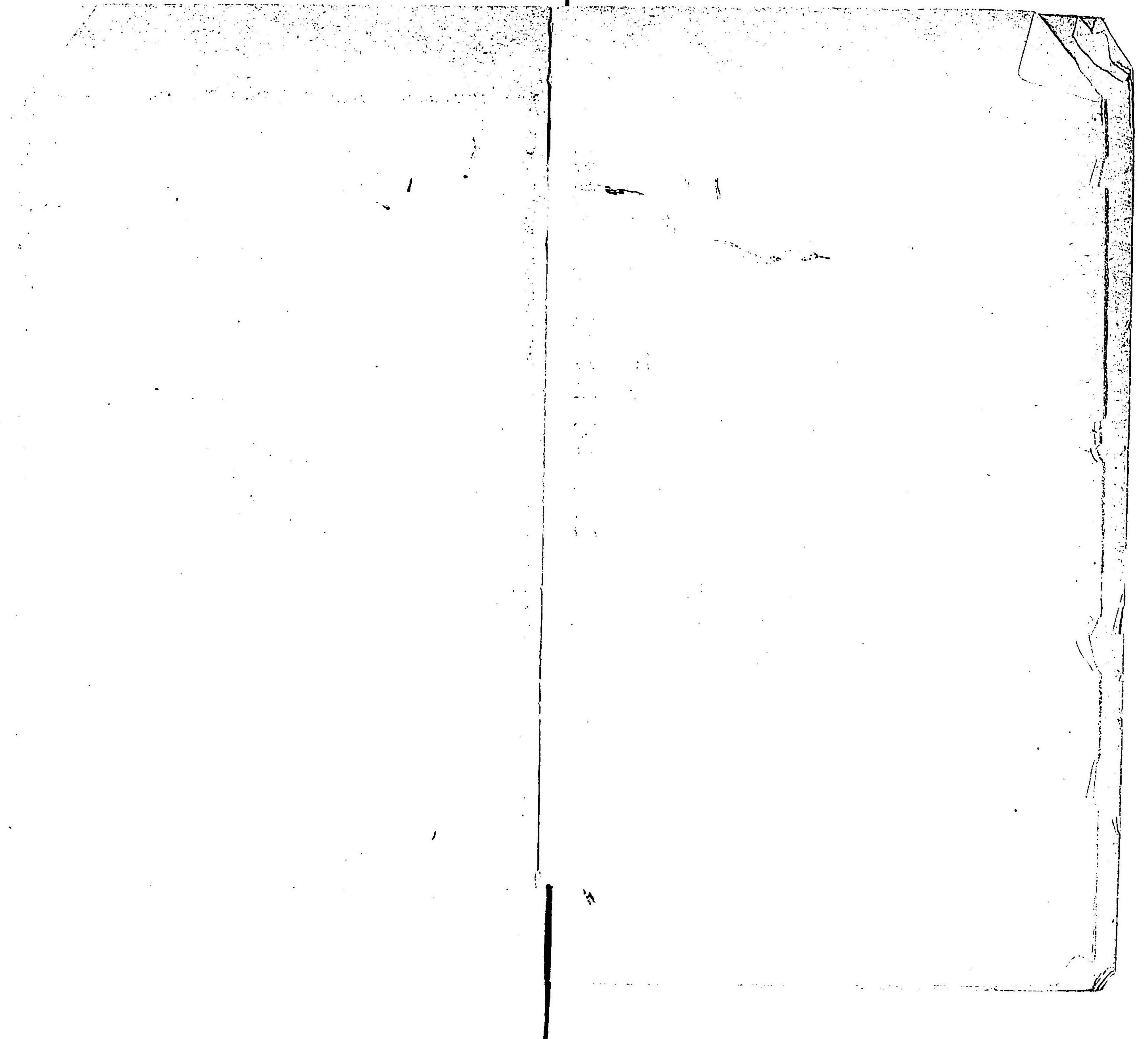
出版人 東京府平民

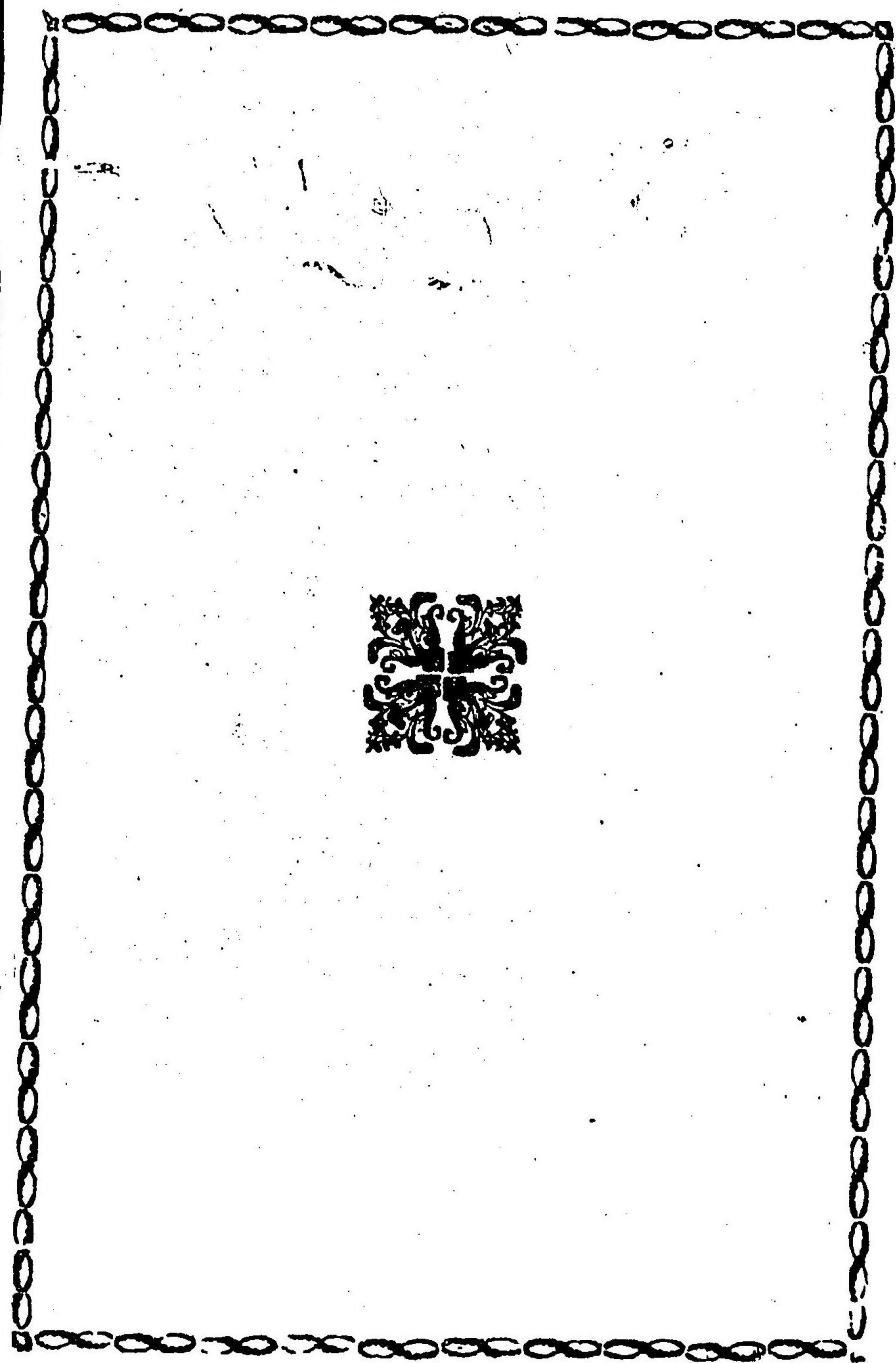
月誠  
京橋區南鍋町一  
丁目七番地

發兌元 東京南鍋町一丁目  
兔屋 誠

大賣捌所 大阪唐物町三丁目  
同支店

同 東京三島町  
山中市兵衛









5

|   |   |
|---|---|
| 九 | 五 |
| 一 | 五 |
| 號 | 函 |

Vertical text on the left side of the cover, likely a title or library name.

Small label or stamp at the bottom edge of the cover.